

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 号

平成 2 6 年 (2014 年) 4 月 2 1 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(総務部関係)

## 1 人事課

[問題点 児童手当について]

児童手当の請求の一部に取扱いが適切でないものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

児童手当請求に係る取扱いについては、関係法令を遵守し、今後は適正な処理に努めます。

なお、誤認定により支給した児童手当については、平成26年3月11日に返納いただいております。

## 2 消防課

[問題点 行政財産管理について]

行政財産目的外使用申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

行政財産目的外使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、算定基準を明確にした上で使用料を算定し、適切な事務処理に努めます。